

学校法人佑愛学園 健康経営管理室規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人佑愛学園健康経営管理室（以下「健康管理室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 健康管理室は、本法人の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 健康管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の健康診断及び健康相談
- (2) 学生の精神衛生に関する業務
- (3) 学生に対する健康診断の事後措置等健康の維持増進についての必要な指導助言
- (4) 環境衛生及び伝染病の予防についての指導助言
- (5) 保健計画の実施
- (6) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (7) その他必要な業務

(職員)

第4条 健康管理室に、室長及び専任教員のほか必要な職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じて職員を置く。

(室長)

第5条 室長は、法人の専任職員をもって充てる。

2 室長は、健康管理室の管理運営をつかさどる。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第6条 健康管理室に、健康管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 健康管理室運営に関すること。

- (2) 健康管理室の人事に関する事。
- (3) その他健康管理室の管理運営に関する事。

(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康管理室に所属する専任教員
- (2) 健康管理室に所属する専任職員
- (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 雑 則

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 この規程の改廃は教授会の意見を聞いて学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。